

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和5年度第2回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和5年9月26日(火)午後1時58分から午後4時18分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員長、栗原副委員長、清本委員、清委員、矢口委員 欠席者：池田委員 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：健康推進課長、健康推進課健康推進係長、職員課人材育成担当課長、職員課研修厚生係長
報 告 事 項	令和5年度第1回行政評価委員会の会議結果について
議 題	1 事務事業の外部評価について 2 行政評価委員会としての意見整理 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 行政評価の評価結果の審議について 「No.11 歯周疾患検診事業」、「No.12 公的病院等運営費補助事業」及び「No.2 職員自主研究グループ補助事業」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.1 DX推進事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.14 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.17 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項 令和5年度第1回行政評価委員会の会議結果について 令和5年度第1回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に基づき事務局から報告した。 会議録については、修正等があれば10月3日(火)までに事務局へ連絡することとした。 【質疑・意見等】 ○ 特になし。 議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明した。

【質疑・意見等】

- 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No. 1 1 歯周疾患検診事業

歯周疾患検診事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 補助対象者は40歳、50歳、60歳及び70歳の市民なのか。
- 2種類の補助に分かれており、いずれも東京都の補助であるが、それぞれで補助率及び対象が異なっている。一つは健康増進事業費補助金で補助率10分の10、対象は40歳、50歳、60歳及び70歳の市民となっている。もう一つは包括的な補助金で補助率2分の1、対象は上記を除く年齢の市民となっている。
- 検診を受診する市民の負担はあるのか。
- 市民は無料で受診できる。補助対象者が受診すると、市が都から補助を受けられるという仕組みである。
- 補助金は、市から検診を実施した歯科医療機関に支払われるのか。
- 市から歯科医師会へ検診の委託料として支払っている。
- 委託料の用途は把握しているのか。
- 委託料がどのような取扱いになっているかは把握できない。
- 成果指標の目標及び実績と、歯科医師会からの増員要望の関係性について伺いたい。
- 令和3年度の実績では、予算を上回る446人の受診があったため、歯科医師会から予算上の計画人員の増員要望があり、令和4年度は予算を増額した。
- 令和5年度も450人の受診を見込んでいるのか。
- そのとおりである。現状では450人を超えることはないと考えている。
- 補助金について、検診1件当たりの単価が設定されているのか。
- 市から歯科医師会への委託料では1件当たりの単価を4,500円に設定し、これに事務費100円を加えて契約を結んでいる。また、東京都からの補助金は1件当たりの単価が3,720円に設定されている。
- 東京都からの補助により本人負担額が無料となることは理解したが、本人負担分を委託料として各歯科医療機関へ配分しているということか。
- そのとおりである。しかし、歯科医師会から各歯科医療機関への配

分額は確認できない。

- 本事業を利用せずに検診を受診した場合の本人負担額はいくらになるのか。
- 正確には把握していない。
- 本人負担額としては補助単価の4,500円よりも低額になると思われる。
- 初診なのかそうでないのかによっても変動する。
- 検診に係る正確なコストが分かると評価しやすい。
- 今後確認してみたい。
- 本事業を知らないため利用していない人もいると思う。今後、市として本事業を拡充していくのがよいと思うが、一方で財政面の制約があることから難しいという問題もあると思う。
- 参考までに、国では、1年に1回は全国民が歯科健診を受けることが必要であるという考え方にに基づき、国民皆歯科健診を進めていくこととしている。また、厚生労働省の令和6年度予算の概算要求では、歯周疾患検診の対象に20歳及び30歳も加えることとしている。
- 要精検者について伺いたい。
- 要精検者は、検診を受診した結果、歯周疾患や虫歯が発見されるなど、口腔内の衛生状態が良くない者と位置付けている。
- 本事業はいつ頃から始まったのか。
- 平成16年度からである。
- 本事業を知っていて受診する人と、歯科医療機関で勧められて受診する人のどちらが多いのか。
- 市報や市ホームページで周知を図っているため、基本的には自ら申し込んで受診する人が多いと考えている。
- 歯科医療機関で勧められて本事業を利用するのは、公平性に問題があると思う。
- 今後予算の上限である450人を超えて受診希望者が増加する見込みはあるのか。
- 今後の予測は困難であるが、近年では450人を超えることはないたため、適正な設定であると考えている。
- 毎年同じ人が受診することもあるのか。
- そのような人もいると思うが、細かな把握はできていない。
- 元々通院や定期的に検診を受診している人が本事業を利用することを目的とはしておらず、現在通院等をしていない人が無料で検診を受診することにより、歯の治療のきっかけになることを主眼とした事業だと思う。そのため、毎年同じ人が本事業を利用して検診を受けるのは違和感がある。
- 毎年どの程度同じ人が受診しているのかは確認してみたい。

- 実質的な予防効果よりも、歯の健康について意識してもらい、歯科の定期健診の契機とする側面が強い事業であると思料する。
- 市内の歯科医療機関数は把握しているか。
- 歯科医師会に所属している歯科医療機関は18件であるが、その他は把握していない。
- 歯科医師会に所属している歯科医療機関でないと無料で受診できないのか。
- そのとおりである。
- 歯科医師会に所属していない歯科医療機関に通院していても、本事業を利用する場合は歯科医師会所属の医療機関で受診しなければならないのか。
- そのとおりである。歯科医師会所属の歯科医療機関でないと無料にはならない。
- 市が実施する事業としては、歯科医師会に所属していることを条件とするのは理解できるが、歯科医師会に所属していない医療機関との関係で見ると、公平・平等であるかは疑問が残る。
- 歯周病患者数は把握しているのか。
- 市全体の歯周疾患患者数は把握していないが、検診受診者の歯周疾患が発見された人の割合については把握している。令和4年度の実績では、歯周疾患が発見された人の割合は443人中233人、52.6%である。また、虫歯が発見された人の割合は443人中158人、35.7%であった。
- 予防の観点では、400人という数字がどの程度意味を持つのかの判断は難しい。毎年受診している人もいるのであれば、単純な分析は難しいが、本事業の周知方法や予算を考えるに当たり、実質発見率や潜在的な疾患患者数をデータとして把握しておきたい。
- 令和4年度の実績では、受診者の多くが精検者となったが、このうち86.7%が治療や定期通院につながっており、歯周疾患の早期発見や健康増進の観点からは一定の効果があると考えている。
- 40歳以上の全市民に対して個別に通知するなどの周知はしていないのか。
- 市報や市ホームページ等により周知のみであり、個別に通知していない。40歳以上の全市民が対象となるため、毎年通知を出すのは困難である。
- 40歳以上の全市民の人数を上限として予算計上することも考えられるが、財政面から考えると厳しいと思う。そもそも国で国民皆歯科健診を推奨するのであれば、国が主体となって実施すべき事業であると思料する。
- 各歯科医療機関で本事業を周知しているのか。
- 待合室等にポスターを掲示している。

- 委託料の単価は下げられないのか。
- 年齢によらず一律の単価を設定しているが、65歳以上の検診内容は口の乾燥や舌の動きなどを確認するなど、64歳以下の内容とは異なるため、歯科医師会からは65歳以上の単価の引上げを求められている。これに対し、他市との比較や診療報酬の積上げによる単価に合わせるなど、単価を見直す必要はあると考えている。
- 制度の趣旨に照らして、歯周疾患の予防ではなく、治療等のきっかけづくりであるということを考えたときに、今の周知方法が妥当なのかは検討する必要がある。
また、委託料の単価については評価するための情報がないので適正かどうかは判断できないが、常に精査する必要があると考える。また、高齢化が進めば医療費は増加することが見込まれるため、予防のために検診を受診し、早めに疾患を発見して医療費を抑制するという考え方もある。これらを念頭に置いて検討するべきである。
- これまでの話をまとめると、本事業は、歯周疾患検診の実施により歯周病の予防と早期発見を推進し、高齢期において健康で快適な生活を送れるよう支援することを目的としており、その意義が認められることから、今後も継続する必要がある。
他方、本事業の趣旨に照らし、毎年同じ人が受診することがないよう利用実績を正確に把握することや、歯科医師会への委託料が適正かどうかを判断するため検診に係るコストを確認することが肝要である。
また、今後は、潜在的な歯周疾患患者の利用につなげるため、周知方法や実施方法の見直し等を検討し、より効果的な事業へと発展させることを期待したい。

No. 1 2 公的病院等運営費補助事業

公的病院等運営費補助事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 補助額及び特別交付税額については国が定める基準に従い決定しているという理解でよいか。
- そのとおりである。省令で定められた単価に病床数を乗じた額を算出している。
- 救急患者の増加により病床数を増加させる場合は、補助額も増加するのか。
- そのとおりである。
- より広い圏域の病院として位置付けられた場合は、市の負担はどうなるのか。

- 本事業における交付額の算出方法とは別の考え方となるため回答は難しい。
- 病床確保のための補助という理解でよいか。
- 救急医療については、24時間体制で対応するための人員体制や病床を確保する必要があるため、採算の取れない部分が生じることから、それを補うための特別交付税措置と認識している。
- 救急医療の稼働実態を把握できているのか。市としては稼働率が低くても補助しないといけないと思うが、ひっ迫しているのか余裕があるのかで考え方が変わると思う。
- コロナ禍以前の状況では救急病床がひっ迫しているという話は聞いたことがない。なお、令和3年度の救急搬送数の実績は、1年間で1,831件と聞いている。
- 一日当たりに換算すると2、3件となるが、これが多いのかどうかはよくわからない。
- 当委員会で本事業を評価するのは難しい。
- 所管課の評価の中で、「補助内容や補助額の見直しは可能か」について「検討の余地がある」としている理由について伺いたい。
- 交付額は省令で定められた計算方法により決定するが、一般財源として支出する額が高額なため、市全体の財政状況を考慮したときに見直しが必要となると考えている。
- 一般財源が何に使われているかは把握できるのか。
- 単純に交付額の総額から特別交付税額を差し引いた額が一般財源となるため、使途の内訳を把握することは困難である。
- 市民の安心のために救急医療と小児医療を確保していると考えたと、病床数が少ないのであれば拡充する必要があると思うが、空きが多いのであれば補助する意味はないと思う。
医療機関の経営として考えたときに、どの程度の回転率があれば黒字経営が成立するののかということ把握した上で補助しているのかは気になるところである。補助がないと維持できないのであれば、補助は不可欠であると判断できる。
また、制度の面で補助が適正なのであれば、市民サービスにつながっているのかを考える必要がある。
- 病院の規模からみれば、本事業の補助額は全体の収入の数%に過ぎないと思う。しかし、行政としては地域医療を維持するための補助であることが考えられるため、補助額を見直すために病床数を変えるという考え方は馴染まないと思料する。
- 市として病院に補助しているものの、経営やサービスには直接関与できないため、病院のクオリティが改善されるとよいと考える。
地域に病院が一つしかなく、競争のメカニズムによるクオリティの改善は見込めない。このため、例えば、まちづくりの場などに病院

の関係者が参加するなど、医療行為以外の面で市民との交流が進めば病院に対する市民の意識もより良いものになっていくと思料する。地域と交流しながらクオリティを高めていくことも必要である。

- 類似する補助金はあるのか。
- ない。
- 国の制度に基づく補助のため評価は難しいが、市民を巻き込んで市として地域医療の在り方を考えていくことが必要である。
- これまでの話をまとめると、本事業は、救急医療を実施している公的病院等に対し運営費の一部を補助するものであり、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る上で一定の意義が認められる。

また、補助に当たっては、根拠となる「特別交付税に関する省令」に基づき適正に補助されているものと思料するため、当委員会において補助額が適正かどうかを評価することは難しい。

ただし、補助の基準となる病床の稼働率等の実績把握に努め、本事業の趣旨である救急医療の確保が図られていることを適宜確認することが肝要である。

なお、当委員会としては、地域医療を担う医療機関の在り方として、まちづくりの場等に病院の関係者が参加するなど、医療行為以外の面で地域と交流しながら質の向上が図られることを期待したい。

No. 2 職員自主研究グループ補助事業

職員自主研究グループ補助事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業はいつ頃始まったのか。
- 本事業の根拠となる要綱は年度ごとに制定しているため定かではないが、記録に残っている範囲で確認できたのは平成18年度からである。それ以降平成29年度までは毎年補助の実績があり、合計で19件となっている。
- 近年実績がない理由は何か。
- 当初は新任研修の際に周知し活用を図っていたが、平成30年度からは周知を行っておらず、グループも構成されなかった。
- 周知を行わなくなった理由は何か。
- 明確にはわからないが、人員や時間外勤務の削減に力を入れたことにより時間的にも人員的にも余裕がなくなったことが要因であると推測している。
- 周知は必要であると思う。
- 直ちにできる周知としては、庁内のグループウェアの掲示板に掲載することや、新任職員研修の際に活用を促すことを考えている。
- これまでの実績の内容について詳しく伺いたい。

- 新しい行政運営や、職場風土改革、モノレール延伸に関するまちづくり、新しい接遇などをテーマにしていた。
- 補助金が何に使われたかの実績は把握していないのか。
- 詳細は把握できていない。
- 昔は勤務時間外における職員間の交流が盛んだったが、今は倫理規定上強制できず、組織間の交流が活発ではなくなっていると感じる。本補助金は職員間の交流の観点からは有意義であり、継続すべきであると考えます。
- 本補助金の目的としては、職員間の交流の活発化なのか、自己啓発なのか。
- 自己啓発を目的としており、市政について調査しながら自ら学ぶことを主眼としている。
これまでは活動報告を発表する場がなかったため、新たな取組を検討してもよいと考えている。
- 現状では、各職員が様々な業務を抱えている中で5人集まるのは難しいのではないかと。市として本事業を継続していくのであれば、要件の緩和を検討した方がよい。
- ルーティンワークをこなすので精一杯であり、5人集まるのは難しいのかもしれない。
- 補助金の目的を調査研究に限定しなくてもよいと思う。
- 対象は新入職員なのか。
- 特に限定していない。
- 他市でも実施しているのであれば、他市と交流してみてもよいのではないかと。
- 時間外の活動になると思うが、手当は支給されるのか。
- 手当は支給されない。
- 他市の中でも毎年実績のある三鷹市の状況は把握しているのか。
- 積極的なグループが構成されており、そのグループが毎年テーマを変えて研究しているため実績につながっているとのことである。
テーマとしては、英語に関するもの、屋上の緑化、保育士関連などについて調査研究し報告書にまとめているとのことである。
- 市として本事業を継続する必要があるのかは疑問である。
- 研修の一環として実施すればよいのではないかと。
- 職員研修は別に実施しており、それとは別に時間外の自主的な研究活動に対して補助しているものである。
- 利用する側の職員の視点では何が障壁になっているのか。
- 時間外の研究活動に対して5人集めることはネックになっていると思料する。個人的には、一人でも補助が受けられるのであれば、空いた時間に自主的に様々な研究ができるので、利用者は増加すると考える。

- 自己啓発に関する助成制度については、資格取得費用に対する助成制度が存在し、年に数件実績がある。
 - その制度を利用するには、市政に関することの調査研究ではなく資格取得につながらなければ対象にはならないのか。
 - そのとおりである。
 - 制約が多いと活用も難しいと思う。
 - 税金を投入している以上、補助対象は必要なものに限定される。
 - 補助対象の拡大は難しいと思うが、気楽に集まって楽しくできることが重要である。
 - 本事業に関する職員からの要望はあるのか。
 - 特段の要望はない。
 - 本事業の目的は何なのか。
 - 職員自ら市政のことを考えるきっかけづくりである。
 - 人員削減により余裕がないなどの構造的な問題があるのであれば、働き方改革が必要である。
- 現状の働き方の中で考えるならば、報告書の庁内での発表や評価の機会を創出するなど達成感を高める工夫が必要である。また、人数要件の緩和やテーマ・内容の見直しなど、活用の障壁を下げる工夫も必要である。新任研修に合わせて周知を図るよりも、やりがいのある形を作ることに意味がある。
- 人材投資の観点では、職員の成長は市にとっても大事なことであり、自己啓発が活発化しないのは寂しい。
 - やりがいのあるものにすること、利用の障壁を下げること及び活動したくなるようなキャンペーンを打つことが重要である。構造的な問題としては、ゆとりのある職場風土を作ることも忘れてはいけないと思料する。
 - これまでの話をまとめると、本事業は、職員による自主的な調査研究活動の普及等を図るとともに、職員の自己啓発意欲の向上を図る上で一定の意義が認められる。
- 他方、近年補助の実績がなく、いかに自主研究グループの結成を促進し、制度を活発化するかが課題となっている。
- よって、今後は、本事業の利用促進を図るため、活動報告書の発表や評価の機会を創出するなど達成感を高める仕組みを構築するとともに、人数要件の緩和等の制度の見直しを行い活用の障壁を下げるなどの工夫改善を求めたい。

議題 2 行政評価委員会としての意見整理

第 1 回会議で審議した事務事業 3 件について、外部評価（案）を提示した。

No. 1 D X 推進事業

○ 「機能面の充実だけでなくデジタルデバイドの解消を図る」記載について、D X の推進により余裕ができれば、接遇対応の改善や市民ニーズにきめ細かく対応することに結び付くとの意見があった。これは、機能面の充実とは別に、業務の効率化により市民サービスの向上につなげないといけないという趣旨である。デジタルデバイドの解消とは異なるため、別の文章とするべきである。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 1 4 「モノレールを呼ぼう！市民の会」交付金交付事業

○ モノレールの延伸が具体化しているため、延伸を P R する段階ではなくなり、今後は、子どもを中心に市民全員を巻き込んでまちづくりを考える段階となるため、市民の会の活動の中身が変わった方がよいという議論だった。また、市民の会の名前はこのままでよいのかという問題提起があったと思う。

このことを踏まえ、総合評価に次のような内容を盛り込んでいただきたい。市民の会はモノレールの早期実現に関して機運を高める重要な役割を果たしてきた。しかし、現在は延伸が具体化され都市計画も着実に進んでいる。よって、都市計画に直接関わる市民だけでなく、将来世代を含めて全市民が参加してモノレールのあるまちづくりを考えていくという活動を担う市民の会には存在意義がある。よって、これまで培ってきた組織力や知見などをいかして上記のような活動をする市民の会に対し、市として補助を継続することは適当である。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No. 1 7 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助事業

○ 「地域等の枠組みに捉われず」の記載について、本補助金が地域の枠組みにも使用されていると読めてしまうため、本補助金の用途は学校ごとに自由に決められていることがわかる一文を追加する必要がある。よって、「校内や家庭」の前に「学校ごとの自主性に依拠して」の記載を追加するべきである。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

議題 3 その他

次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。

	【質疑・意見等】 ○ 特になし。
--	----------------------------

会議の 公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []	傍聴者： <u> 0 </u> 人
---------------------	---	-------------------

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	企画財政部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本産業規格A列4番）